

平成29年12月13日
自動車局安全政策課

貸切バス事業者等に対する覆面添乗調査の結果について

本年8月～10月に行った覆面添乗調査により、複数の事業者において、安全確保を図る観点からの取組みが不十分・不適切な運行が確認されました。このうち法令違反のおそれがある事業者について、その営業所に対して監査を実施しました。

国土交通省では、貸切バス事業者に対して、法令遵守の状況を確認するため、国の監査官が営業所における監査や街頭監査を実施しているところです。平成29年度から輸送の安全確保状況の確認を効果的に行うため、民間の調査員が一般の利用者として実際に運行する貸切バスに乗り、現場でしかわからない事業者による安全確保に向けた取組状況や法令遵守の状況の確認を行っています。

- 1. 調査対象者** : 貸切バス事業者（一部高速乗合バスを含む）
※無通告により実施
- 2. 調査実施者** : 国土交通省から業務委託を受けた民間機関の調査員
- 3. 実施時期** : 平成29年8月～10月
- 4. 調査項目** : 休憩時間の確保、シートベルトの装着、交替運転者の配置、車内及び車外表示など。
- 5. 調査結果** : 休憩時間の確保、交替運転者の配置等については、全ての事業者において適切に実施されていましたが、シートベルトの装着案内や利用者のシートベルトの装着状況の確認等については、3割の事業者において、安全確保の取組みが不十分な運行が確認されました。
- 6. 監査の実施** : 調査の結果、法令違反のおそれのある事業者（1事業者）に対しては監査を実施し、監査の結果、当該事業者において法令違反実施が確認されたため、現在、行政処分に向け手続中です。
- 7. 今後の予定** : スキーバスや観光バスを中心に継続的に実施します。

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 勝亦、菊池、澤田
代表：03-5253-8111（内線 41632,41633）
直通：03-5253-8566 FAX：03-5253-1636